重要事項説明書(情報公表システム取込様式)

Ver 1.0

記入年月日	2023 年	12 月	1 日
記入者名	原 崇		
所属·職名	フローレンスケアたま	まプラーザ ホーム長	
取込種別	1 追加		
被災確認事業所番号			

1 事業主体概要

	2 法人	2 法人								
種類	※法人	.の場合	含、その	種類	5 営利法人					
名称	(ふりか	(な)	くどうに	けんせつ	つかぶし	っきかし	しゃ			
-1140	工藤建	工藤建設株式会社								
法人番号	法人番	去人番号有無			1 有					
広八甘 与	法人番	:号			50200	010112	279			
	₹	225	_	0003						
主たる事務所の所在地	神奈川	県横淳	兵市青芽	美区新	石川4丁	□目33者	番地10			
	電話番	:号			045	-	911	_	5736	
	FAX番	号			045	-	911	-	5737	
連絡先	メール・	アドレス	ζ			fc-	soudan	@	f-care	.com
建裕元	ホーム	ページ	有無		1 有					
	ホーム	ホームページアドレス		http://www.kudo.co.jp/						
代表者	氏名 :		工藤	英司						
八次有	職名			代表取締役						
設立年月日		1971	年		7	月		1	1 日	
主な実施事業	※別添	1(別に	実施す	トる介語	隻サーヒ	ごス一覧	覧表)	_		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

A th	(ふりがな)	ふろーれんす	けあた	まぷら	ーざ				
名称	フローレンスケアたまプラーザ								
	〒 216	- 0011							
所在地	神奈川県川崎	奇市宮前区犬河	蔵2-17-65						
所在地(建物名等)	フローレンスク	ケアたまプラー	-ザ						
市区町村コード	都道府県	神奈川県	市区町	「村	14130	5 川崎	市		
	最寄駅	東急田園都市線 宮前平 駅							
主な利用交通手段	交通手段と所要時間		川崎市バスで乗車5分 犬蔵停留所から徒歩2分						
	電話番号		044	-	978	-	4100		
	FAX番号		044	_	978	_	4101		
連絡先	メールアドレス	ζ		fc-tar	mapura	@	f-care	.com	
X2.174.70	ホームページ	有無	1 有		1				
	ホームページアドレス		http:// www.good-care.jp/						
管理者	氏名		原崇						
6 柱省	職名			長					
7-112	竣工日			2005	年	4	月	1	日
有料老人ホーム	ム事業の開始	B		2005	年	5	月	1	日

(類型)【表示事項】

類型	1 介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)								
	介護保険事業者番号	護保険事業者番号 1475500748							
1又は2に該当する	指定した自治体名	川崎市							
場合	事業所の指定日	2005	年	5	月	1	田		
	指定の更新日(直近)	2023	年	5	月	1	日		

3 建物概要

	敷地面積		1,	,696.63	m [*]				
		2 事	業者が賃借する土地の	の場合					
			賃貸の種別						
			抵当権の有無						
土地	 所有関係								
	加伯民 床			開始					
			契約期間		年		月		日
				終了					
					年		月		日
			契約の自動更新						
	 延床面積		全体		2,	,692.31	m¹		
	严	うち	うち、老人ホーム部分 2,692.31 m ²						
		1 耐火建築物							
	 耐火構造	3 その他の場合							
			の他の場合						
	構造								
		2 事	土 業者が賃借する建物						
		2 事業者が賃借する建物の場合							
			賃貸の種別	1 普	通貸借				
7-h d.L.			抵当権の有無	1 あり	Ŋ				
建物	=== 			1 あり					
	所有関係 					開	始		
			契約期間	2005	年	4	月	1	日
				終了					
				2025	年	3	月	31	日
			契約の自動更新	1 あり	J				

			1 全国	室個室	(縁故者	 新個室含	<u>さむ)</u>				
	居室区分		2 相語	部屋あり	りの場合	<u> </u>					
	【表示事項】				最少				人部	3屋	
				最大		人部屋			3屋		
	タイプ1 1		イレ	浴	室	面	積	戸数·室数		区分	
			有	2	無	19.15	m [*]	2	3	介護居室	2個室
	タイプ2	1	有	2	無	18.27	m ^²	46	3	介護居室	2個室
居室の状況	タイプ3	1	有	2	無	18.54	m ^²	20	3	介護居室	2個室
	タイプ4						m [*]				
	タイプ5						m ^²				
	タイプ6						m ^²				
	タイプフ						m²				
	タイプ8						m [*]				
	タイプ9						m [*]				
	タイプ10						m [*]				
	共用便所にお	ける	3	3 ヶ所		うち男女別の対応が可能な便房					ヶ所
	便房			うち車椅子等の対応が可能な便			が可能な便房			ヶ所	
	共用浴室		3	3ヶ所 個室					0 ヶ所		
					大浴場					ヶ所	
						ェアー浴					ケ所
共用施設	共用浴室によ	いける		. =r	リフト浴 ストレッチャー浴					ヶ所	
	介護浴槽		3	ケバ	ストレッ	ソナヤー	冷			1	ヶ所
					その他	l.				0	ヶ所
			1 あり	J							
	入居者や家族 用できる調理		1 あり								
	エレベーター		2 あり		ノツチヤ	 一対応)				
	消火器	•									
	自動火災報失	1設備	1 あり	J							
消防用設備	火災通報設備	Ħ	1 あり	J							
等	スプリンクラー	-	1 あり	J							
	防火管理者			J							
	防災計画		1 あり)							

	居室	1 全ての居室あり
	便所	1 全ての便所あり
緊急通報装	浴室	1 全ての浴室あり
置等	その他	
その他		

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	・私達は介護高齢者をお客様とし、確かな介護サービスを提供します。・私達は介護高齢者の尊厳を守り、自由を尊重します。・私達は介護高齢者と地域社会に貢献します。
サービスの提供内容に関する特色	・「明るく笑顔でご挨拶」を実施し、ホーム全体に温かい雰囲気と活気があります ・ご入居者一人一人に合ったリハビリを立案し、細やかな対応を行います ・生活の場としての看取りに積極的に取り組んでいます
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	1 自ら実施
洗濯・掃除等の家事の供与	1 自ら実施
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

(介護サービスの内容)	公付に心設入店有主治力設の提供で11つていない場合は有略可能					
	入居継続支援加算		2 なし			
	生活機能向上連携	≸加算	2 なし			
	個別機能訓練加算	(I)	1 あり			
		(П)	1 あり			
	夜間看護体制加算		1 あり			
	若年性認知症入局	居者受入加算	1 あり			
	科学的介護推進体	卜制加算	1 あり			
ᄔᅼᅕᇌᄀᄆᆇᄔᄯᄾᆓ	医療機関連携加算	Ĭ	1 あり			
特定施設入居者生活介護 の加算の対象となるサー	口腔衛生管理体制	川加算	1 あり			
ビスの体制の有無	栄養スクリーニング	ブ加算	2 なし			
	退院・退所時連携	加算	1 あり			
	看取り介護加算		1 あり			
	認知症専門ケア加	(I)	2 なし			
	算	(II)	2 なし			
		(I)	2 なし			
	サービス提供体制 強化加算	(Ⅱ)	1 あり			
	100H 9F	(Ⅲ)	2 なし			
	A -#### C b- \C -/	(I)	1 あり			
	介護職員処遇改割 加算	(II)	2 なし			
		(Ⅲ)	2 なし			
	介護職員等特定処	<u>l</u> (I)	2 なし			
	遇改善加算	(II)	1 あり			
	ベースアップ。等支援	加算	1 あり			
	2 なし		•			
人員配置が手厚い介護サ- の実施の有無	ービス 1 ありの場	最 合				
	(介護•看護職員	0の配置率) :1			

(医療連携の内容)

医療支援	0	救急車の手配	
	0	退院の付き添い	
	0	通院介助	
※複数選択可		その他	

			1				
		名称	医療法人社団 和五会 鷺沼ファミリークリニック				
		住所	神奈川県川崎市宮前区鷺沼3-2-6 6F				
	1	診療科目	内科				
		協力科目内科	内科				
		協力内容	月2回の訪問診療、緊急時の入院手配、医療相談 ほか				
	3.力医療機 2 関	名称	医療法人社団 恵有会 緑協和病院				
		住所	神奈川県横浜市青葉区奈良町 1802				
協力医療機 関		診療科目	内科 リハビリテーション科				
		協力科目	内科 リハビリテーション科				
		協力内容	緊急時の外来治療および入院の受け入れ				
		名称	医療法人社団 旗の台病院				
		住所	東京都品川区旗の台5-17-16				
	3	診療科目	内科·消化器内科·循環器内科·呼吸器内科·外科·消化器外科·脳神経外科				
		協力科目	内科・消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・外科・消化器外科・脳神経外科・整形外科・リハビリテーション科				
		協力内容	緊急時の外来および入院治療受け入れ				
		名称	医療法人社団 藤栄会 日航ビル歯科室				
協力歯科医 療機関	1	住所	神奈川県川崎市川崎区日進町1 日航ホテル6F				
		協力内容	口腔衛生、指導、訪問診療、治療、他の医療機関への 紹介など				

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

(八石 区)で石	至を任み替え	の物口	/ 太圧が目える	:行つていない場合は省略可能 			
			一時介護室へ移る場	易合			
入居後に居室	を住み替え		介護居室へ移る場合	<u> </u>			
る場合	選択可	0	その他	介護居室から他の介護居室へ移る場合			
判断基準の内	内容	入居 場合 介 追加 入居者	居室から他の介護居室への住み替え 居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する 合には、本人及び身元引受人に相談の上、医師の意見をふまえ 護場所の変更を行います。その場合、居室の原状回復費用等の 叫費用が発生する場合があります。 者からの住み替え申し込み 居室の補修費用をお支払いいただきます。				
手続きの内容	5	設置者は、入居者に対し介護居室への住み替えを求める場合は、次の等続きを行います。なお、それぞれの手続きは書面にて確認します。 ① 設置者の指定する医師の意見を聴く ② 緊急やむをえない場合を除いて、一定の観察期間を設ける ③ 居室の権利や前払金又は月払い利用料の額その他の重大な変更が生じる場合は、次の項目について入居者・連帯保証人及び身元引受人等に説明を行うア居室の権利の変動イ居室の変更及び居室の占有面積の変更に伴う費用負担の増減又は費用調整の有無ウ提供する介護サービスの変更内容 ④ 入居者及び身元引受人の同意を得る					
追加的費用0	 D有無	2 なし	•				
居室利用権の	り取扱い	居室和	川用権は、住み替え後	その居室へ移行します。			
前払金償却の	の調整の有無	2 なし	, <u> </u>				
	面積の増減	1 あ ^し	.J				
	便所の変更	2 なし	•				
	浴室の変更	2 なし					
	洗面所の変更 2 従前の居室 との仕様の 変更 2		,				
			,				
	スの歩の赤	1 あり	Jの場合				
	その他の変 更		(変更内容)				

(入居に関する要件)

=		
1 D + 1 & 1 + 2 + 2	自立している者	2 なし
入居対象となる者 【表示事項】	要支援の者	1 あり
	要介護の者	1 あり
留意事項	・おおむね65歳以上で、要3・身元引受人をたてていたかりのでは、 ・前払い金及び月額利用料・健康保険に加入されていた。 ・共同生活が送れる方	ざける方 等の諸経費をお支払いいただける方
契約解除の内容	れを行うことにより、本契約設置者に対し所定の書面に 2 入居者が書面による前辺 退去の事実を知った日の翌約されたものとします。 3 本条第1項に関わらず、 場合は、所定の様式により ます。 4 入居者は、設置者又は合には、本契約を直ちに解 ー 第41条の確約に反する	所に対し解約日の少なくとも30日前までに申し入を解約することができます。解約の申し入れはこよる解約届を提出するものとします。頃の手続きを経ずに退去した場合、設置者は、2日から起算して30日目をもって、本契約が解入居日の翌日から三月以内に解約しようとする届け出ることで予告期間なく解約することができる。その役員が次の各号のいずれかに該当した場除することができます。

事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書より抜粋 (設置者からの契約解除) 第26条 設置者に表する場合には、本契約を解除 第26条 設置者に害する場合には、本契約を解除 することができます。 一 入居に際し虚偽の説明を行う等の不正手段により入居したとき 工 月払いの利用料その他の支払いを正当なな、第3条第4項の規定に違違反したとき 五 入居有の財産とき 五 入居の生命・身体・健康・財産(設置者を及した)とたとき 五 入居もからの音楽の場合には、本の合金におおがあり、おり、持遇といる表別を存ってであることができないとき 五 入居者の身体・健康・財産(設置者を及した)にたたまけることを 五 入居者の身体・健康・財産(設置者を及した)にないしは、そのたおけることを 五 入居者の身体・健康・財産(設置者をの合金に対するの対した。 の生命・身体・健康・対する、2メシトの構造といる。 できないとき 2 設置者といる場合に表するの家族・連帯置者におよりることが表れがあり、おとが表れがあり、法とさ 2 設置者との信頼及んだときに、本契の解除の場合との合頼及のによるスメシトの継続ることを 身元引を人のの信頼及んだときに、本契的解除の場合といる。 3 前2項の規定に基づく契約解す。 3 前2項の規定に基づく契約解す。 3 前2項の規定に基づく契約解す。 3 前2項の規定に基づく契約解す。 3 前2項の規定に基づく契約解する 5 告期間中に、がなよります。 3 前2項の規定に基づく契約解する場合に、場別解除の場合を設予も期間中に、がないも場別にととるを設定する場合にのでののである。 3 前2項の規定に基づとののである。 5 告期間の機会を設予を解する場合に、表別の機会を設予を関係を書する。 5 に発験を発きる場合に、表別の機会を設定者は、入居者のの確約に反社会との教育を解する場合に、表別の指定を認定者に、ことときる。 5 設置者合には、本契約を解析を可以に対してを連帯保証している連帯に対したととき条場を対してを連帯に対したととき条場を対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対したととき条場を対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対してを連帯に対しまがまることがあります。 5 にまず、2 によいてを連帯に対してを連帯に対したとを条場を対してを対しまがまることがあります。 5 に対してを対しまがまを解析を対してを対しまがままままままままままままままままままままままままままままままままままま
	解約予告期間	3 ヶ月

入居者からの解約予告期間			1 ヶ月					
	1 あり	1 あり						
	1 あ ^し	1 ありの場合						
体験入居の内容		(内容)	1泊2日11,000円、原則7泊8日までの期間で 体験入居していただきます。 介護保険は適用外となります。					
入居定員			68 人					
その他								

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)			AL 441 17 MM 1 NO
		合計			常勤換算人数 ※1 ※2
			常勤	非常勤	
管理者	ž I	1	1	0	0.5
生活相	目談員	2	2	0	1
直接処	1遇職員	32	26	4	28.3
	介護職員	27	23	4	25.3
	看護職員	4	3	0	3
機能訓	∥練指導員	1	1	0	1
計画作	F成担当者	1	1	0	0.5
栄養士	=	0	0	0	0
調理員		0	0	0	0
事務員		2	2	0	2
その他	2職員	5	0	5	2.4
1週間	のうち、常勤の	40 時間			

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において 常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人 数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要
- ※3 厨房に関しては、外部委託となっています。

(資格を有している介護職員の人数)

	슴計					
		常勤	非常勤			
社会福祉士	0	0	0			
介護福祉士	21	17	4			
実務者研修の修了者	2	2	0			
初任者研修の修了者	3	3	0			
介護支援専門員	1	1	0			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

(食物で用して) の機能師(株)日寺長の八数/							
	合計						
		常勤	非常勤				
看護師又は准看護師	0	0	0				
理学療法士	1	1	0				
作業療法士	0	0	0				
言語聴覚士	0	0	0				
柔道整復士	0	0	0				
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0				
はり師	0	0	0				
きゅう師	0	0	0				

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(17	時	30	分	~	9	時	30	分)
		平均人数					最少時人数(休憩者等を除く)				
看護職員			0		人			0			人
介護職員			3		人			2			人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

の利用者に対する看護・	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	c 2.5:1以上
介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数:常勤換算職 員数)	1.9 : 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択							
	ホームの職員数	人					
外部サービス利用型特定施設で	訪問介護事業所の名称						
ある有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	訪問看護事業所の名称						
	通所介護事業所の名称						

(職員の状況)

		他の暗	りろとの	兼務			1 あり	J				
				1 あり	J							
				1 あり	りの場合	ì						
管理者		業務に係る 資格等			資格等の名称		理学療法士					
		看護	職員	介護	職員	生活村	目談員	機能訓絲	東指導員	計画作品	計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
前年度1年間	の採用者数	0	0	3	0	1	0	0	0	1	0	
前年度1年間	の退職者数	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	
業	1年未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	
に務 応に じ従	1年以上 3年未満	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	
た事 職し 員た	3年以上 5年未満	0	0	4	1	1	0	1	0	0	0	
の経 人験 数年	5年以上 10年未満	3	0	9	3	0	0	0	0	0	0	
数	10年以上	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	
従業者の健康	東診断の実施状況		1 あり	J								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

V137001 1 22 22 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20									
居住の権利刑 【表示事項】	· 態	1 禾	1 利用権方式						
		4 追	4 選択方式						
		4 追	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択						
利用料金の対 【表示事項】	を払い方式			全額前払い方式	t				
【双小子头】			0	一部前払い・一					
			0	月払い方式					
年齢に応じた	金額設定	2 t	il						
要介護状態に原	なじた金額設定	2 なし							
入院等による	不在時にお	1 減額なし							
ける利用料金		3 不在期間が〇日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合							
取扱い				不在期間が		日以上			
利用料金の	条件	神奈	川県に係	系る消費者物価拮	旨数及び人件費等	穿を勘案のうえ実施する。			
改定	運営	運営懇談会または書面で意見を聴いた上で行う。							

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

			プラン1		プラン2
1日本の共江		要介護度	要介護5		要介護3
入居者の状	兀	年齢	86	歳	85 歳
		床面積	18.27	m ^²	18.27 m ²
居室の状況		便所	1 有		1 有
店主の仏派		浴室	2 無		2 無
		台所	2 無		2 無
入居時点で必要な 前払金		前払金	0	円	7,680,000 円
費用		敷金	0 円		0 円
月額費用の	合計		341,756 円		196,987 円
家賃			140,000 円		0 円
	特定施	記入居者生活介護※1の費用	30,576	円	25,807 円
	介	食費	65,580	円	65,580 円
゠゠゠゙	護保険	管理費	105,600	円	105,600 円
ビス 費用	険	介護費用		円	円
月用	質 外 用 ※	光熱水費	管理費に含む	円	管理費に含む 円
	2	その他		円	円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	当該目的施設の開発費、地代、建設費又は家賃、修繕費、管理事務費等を含む総費用を平均的な余命等勘案して算出しています。
敷金	家賃の ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担 額は含まない。	入居後に自立となった場合(要支援・要介護と認定されなかった場合)、生活支援費として月額74,800円をお支払いいただくことにより、継続してご利用になれます。その場合、前払金の取扱いについての変更はありません。
管理費	事務管理部門の人件費、事務費、入居者に対する日常生活支援 サービス提供のための人件費・事務費・光熱水費・目的施設の維持 管理費です。
食費	・食材料費 29,550円 (朝食259円、昼食330円、夕食(おやつ含む)396円) ※食材料費は1日3食で985円となるため、985円×喫食日数30日の 場合、29,550円となります。 ・厨房管理費 36,030円 食事部門の人件費、設備・備品代(調理具・食器等)です。 入院、外出、外泊、経管栄養等の理由で、喫食しない場合もお支払 いいただきます。また退去した場合も、居室を明け渡し完了までお支 払いいただきます。
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択による サービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	別添2

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金)

	介護報酬額		自己負担額	
	八受拟即俄	1割	2割	3割
要支援1	78, 052	7, 806	15, 611	23, 416
要支援 2	124, 309	12, 431	24, 862	37, 293
要介護1	209, 297	20, 930	41,860	62, 790
要介護 2	232, 956	23, 296	46, 592	69, 887
要介護 3	258, 062	25, 807	51, 613	77, 419
要介護 4	281, 014	28, 102	56, 203	84, 305
要介護 5	305, 755	30, 576	61, 151	91, 727

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領)※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠	・終身にわたって受領すべき家賃相当額の全部又は一部を前払金として一括して受領するもの前払金の額=月額家賃相当額×想定居住期間 ※家賃相当額とは当該目的施設の開発費、地代、建設費又は家賃、修繕費、管理事務費等を含む総費用を平均的な余命等を勘案して算出しています。※想定居住期間とは「確率的に入居者のうち概ね50%の方が入居し続けることが予想される期間」として、入居時の年齢や性別、自立者か要介護者か、などに応じて、入居者の平均寿命等を参考に設定しています。
想定居住期間(償却年月数)	48 ヶ月
償却の開始日	入居日の翌日

想定居住期間 受領する額(?	引を超えて契約が継続する場合に備えて 切期償却額)	0	円
初期償却率		0	%
	入居後3月以内の契約終了	返還対象部分を、1月を30日として償却割り返した額を1日の利用料とし、利用日を差し引いて返還します。 前払金のうち非返還部分は、上記にかかず全額を無利息で返還します。	数分
返還金の算定方法	入居後3月を超えた契約終了	・償却期間内に本契約が終了する場合は入居者又は返還金受取人に、契約終了から償却期間満了日までの額を返還し(前払金 - 初期償却分)÷償却期間の×契約終了日から償却期間満了日まで・償却期間を超える場合、返還金はありまが、家賃相当額の追加徴収も行いませ・前払金プランI 376.8千円÷償却期間の日数×契約終了ら償却期間満了日までの日数・前払金プランII 576万円÷償却期間の日数×契約終了ら償却期間満了日までの日数・前払金プランII 768万円÷償却期間の日数×契約終了ら償却期間満了日までの日数・前払金プランII 768万円÷償却期間の日数×契約終了ら償却期間満了日までの日数	アま 日の まん ア 日す 数日 せん ア 日 か
	3 信託契約を行う信託会社等		
前払金の保	1 全国有料老人ホーム協会以外の場		
全先	名称みずほ信託銀行	前払金分別信託	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	12 人
וית בו	女性	43 人
	65歳未満	0 人
年齢別	65歳以上75歳未満	1 人
	75歳以上85歳未満	14 人
	85歳以上	40 人
	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援2	5 人
要介護度別	要介護1	13 人
女月碳反剂	要介護2	10 人
	要介護3	11 人
	要介護4	9 人
	要介護5	7 人
	6ヶ月未満	11 人
	6ヶ月以上1年未満	7 人
入居期間別	1年以上5年未満	27 人
八位郑间加	5年以上10年未満	7 人
	10年以上15年未満	2 人
	15年以上	1 人

(入居者の属性)

平均年齢	88.8	歳					
入居者数の合計	55	人					
入居率※	81	%					
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。							

(前年度における退去者の状況)

	自宅等	1	人
	社会福祉施設	2	人
退居先別の人数	医療機関	1	人
	死亡	24	人
	その他	0	人

			0 人
		(解約事由の例)	
	施設側の申し出		
生前解約の状況			
工口::///			4 人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	・在宅復帰 ・嚥下状態が悪く療養施設へ移動 ・他ホームへの転居	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1	窓口1											
	窓口の名称		フローレンスケアたまプラーザ									
	電話番号		()44	-	9	78	_		4100		
		平日	9	時	0	分	~	18	時	0	分	
	対応している時間	土曜	9	時	0	分	~	18	時	0	分	
		日曜∙祝日	9	時	0	分	~	18	時	0	分	
	定休日		なし									
窓口2												
	窓口の名称		工藤建設株式会社 介護事業本部 担当窓口									
	電話番号		()45	-	9	11	_		5736		
		平日	9	時	0	分	~	18	時	0	分	
	対応している時間	土曜		時		分	~		時		分	
		日曜∙祝日		時		分	~		時		分	
	定休日		土曜	∃•日曜	日∙祝	祭日∙年	F末年始	ì				

窓口3	窓口3										
	窓口の名称		神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口								
	電話番号		0	45	-	(329	-		3447	
		平日	8	時	30	分	~	17	時	15	分
	対応している時間	土曜		時		分	~		時		分
		日曜·祝日		時		分	~		時		分
	定休日		土曜日	土曜日·日曜日·祝祭日·年末年始(12/29~1/3)							
窓口4											
	 窓口の名称		 川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課 事業者指導係 					系			
	電話番号		0	44	-	2	200	-		2910	
		平日	8	時	45	分	~	17	時	15	分
	対応している時間	土曜		時		分	~		時		分
		日曜∙祝日		時		分	~		時		分
	定休日			土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)							

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

	1	1 あり						
損害賠償責任保険の加入状況		ありの場合						
			その内容	あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社 介護保険・社会福祉事業者 総合保険				
	1	あり	J					
		あり)の場合					
介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生したときの対応			その内容	事業者に故意又は重大な過失が存在する場合には、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。又、天災、事変その他不可抗力により入居者が受けた損害、災難については、事業者は一切の損害賠償責任を負いません。				
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	J					

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

	1 あ	Ŋ					
	1 あ	の場合					
利用者アンケート調査、意 見箱等利用者の意見等を 把握する取組の状況		実施日	・常時受付にご意見箱を設置 ・6月、12月の運営懇談会に合わせて実施				
		結果の開示	1 あり				
	2 な	L					
	1 あ	りの場合					
第三者による評価の実施 状況		実施日					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		評価機関名称					
		結果の開示					

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	2 入居希望者に交付
管理規程	2 入居希望者に交付
事業収支計画書	1 入居希望者に公開
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開

10 その他

C 47 10			
	1	あり	
		あり	Jの場合
			(開催頻度)年 2回
VEL 24: 40 = 4: A	2	なし	の場合
運営懇談会			
			1 代替措置ありの場合
			(内容)
	2	なし	,
提携ホームへの移行	1	あり	りの場合
【表示事項】			提携ホーム名
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1	あり	

に関すに規定	前の居住の安定確保 「る法律第5条第1項 『するサービス付き 前向け住宅の登録	2	なし	•	
			あり		
		1	あり	の場合	
指導指	有料老人ホーム設置運営 指導指針「5.規模及び構 造設備」に合致しない事項			合致しない事項が ある場合の内容	・便所に常夜灯がない
				「6. 既存建築物等 の活用の場合等の 特例」への適合性	1 適合している(代替措置)
	送人ホーム設置運営 旨針の不適合事項	なし	L		
	不適合事項がある 場合の内容				

備考

- ・施設では金品管理はしておりません。金銭・貴重品(貴金属等)の持ち込みはご遠慮願います。 持ち込まれた金品につきましては自己管理していただきます。 万一紛失等した場合、一切責任は負いませんのでご了承ください。
- ・施設内外で金銭が必要な場合は、本施設の立替払いをご利用ください。 利用料と併せて請求させていただきます。

添付書類: 別添1(別に実施する介護サービス一覧表)

別添2(個別選択による介護サービス一覧表)

別添3(川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表)

Ж	_様
-	_

説明年月日	年	月	日	
説明者署名				

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
<居宅サービス>	T				
訪問介護	2 無				
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	2 無				
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	デイサービス フローレンスケ アたかつ	神奈川県川崎市高津区久末1744-2		
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	1 有	フローレンスケア溝の口	川崎市高津区下作延3丁目6-2		
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
<地域密着型サービス>				•	•
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 有	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所 フローレンスケア 武蔵小杉			
夜間対応型訪問介護	2 無				
地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	1 有	グループホーム フローレンス ケアたかつ	川崎市高津区久末1744-2		
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				
看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
居宅介護支援	2 無				

<居宅介護予防サービス>					
介護予防訪問入浴介護	2	無			
介護予防訪問看護	2	無			
介護予防訪問リハビリテーション	2	無			
介護予防居宅療養管理指導	2	無			
介護予防通所リハビリテーション	2	無			
介護予防短期入所生活介護	2	無			
介護予防短期入所療養介護	2	無			
介護予防特定施設入居者生活介護	1	有	フローレンスケア溝のロ	川崎市高津区下作延3丁目6-2	
介護予防福祉用具貸与	2	無			
	2	無			
<地域密着型介護予防サービス	>				
介護予防認知症対応型通所介護	2	無			
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	無			
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	有	グループホーム フローレンス ケアたかつ	川崎市高津区久末1744-2	
介護予防支援	2	無			
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	2	無			
介護老人保健施設	2	無			
介護療養型医療施設	2	無			
介護医療院	2	無 無			
<介護予防・日常生活支援総合	事業	>			
訪問型サービス	2				
通所型サービス	1	有	デイサービス フローレンスケ アたかつ	川崎市高津区久末1744-2	
その他生活支援サービス	2	無			

別添2

持定	整施設入居者生活介護(地域密着			<u> </u>			1 あり
		特定施設入居者生活介 護費で、実施するサー	個別の利用料金で、実 (利用者が全額負扣)				備 考
∧ =#		ビス(利用者一部負担	(1971) 177	包含※2	都度※2	料金※3	
バ 護	[サービス						
	食事介助	1 あり 	2 なし				
	排泄介助・おむつ交換	1 あり	2 なし				
	おむつ代		1 あり		0	実費負担	お持ち込みの場合は、処分費が実費 担となります。
	入浴(一般浴)介助・清拭	1 あり	1 あり		0	1, 100円/回	週3回以上希望される場合
	特浴介助	1 あり	1 あり		0		週3回以上希望される場合 要介護2~3/1,650円 要介護4~5/2,200円
	身辺介助(移動・着替え等)	1 あり	2 なし				
	機能訓練	1 あり	2 なし				
	通院介助	1 あり	1 あり		0	1,760円/時間	協力医療機関以外の場合 以降30分毎 880円 交通費実費
主活	サービス						
	居室清掃	1 あり	2 なし				週2回
	リネン交換	1 あり	2 なし				週1回 汚染された場合は適宜
	日常の洗濯	1 あり	1 あり	0			
	居室配膳・下膳	1 あり	2 なし				
	入居者の嗜好に応じた特別な食		1 あり		0	実費負担	
	おやつ		1 あり	0			
	理美容師による理美容サービス		1 あり		0	実費負担	
	買い物代行	1 あり	1 あり		0	1,760円/時間	週1回指定日以外の場合 以降30分毎 880円 交通費実費負担
	役所手続き代行	2 なし	1 あり		0	1,760円/時間	以降30分毎 880円 交通費実費負担
	金銭・貯金管理		2 なし				
建康	賃管理サービス		<u> </u>				
	定期健康診断		1 あり		0	実費負担	年2回 希望者のみ受診
	健康相談	1 あり	2 なし				
	生活指導・栄養指導	1 あり	2 なし				
	服薬支援	1 あり	2 なし				_
	生活リズムの記録(排便・睡眠	1 あり	2 なし				
入退	院時・入院中のサービス						
	入退院時の同行	1 あり	1 あり		0	1,760円/時間	協力医療機関以外の場合 以降30分毎 880円 交通費実費負担
	入院中の洗濯物交換・買い物	2 なし	2 なし				
			1				

※1:利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。 ※2:「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービス費用に包含される場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれか ※3:都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

別添3 作成年月日: 令和5年 7月 1日

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の**主な**項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合·不適合	適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	☑ 個室である。 ☑ 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ある。 ☑ 界壁で区分されている。	
2	食堂	有	適合	☑ 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している。	
3	浴室		適合	 ☑ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な規模及び数を設けている。 ☑ 子すりを設置している。 ☑ スローブを設置してい ☑ 浴槽用リフトを設置している。 (要介護者等が使用する浴室) ☑ 身体の不自由な者が使用するのに適している。 	
4	便所		不適合	居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な 規模及び数を設けている。 常夜灯が設置されている。 手すりが設置されている。 要介護者等の使用に適している。	
5	洗面設備		適合	☑ 居室内に設置もしくは全ての入居者が利用できるように適切な 規模及び数を設けている。☑ 洗面台が車椅子使用者に配慮した高さとなっている。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	☑ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第16条に規定 する診療所の構造設備の基準に適合している。	
7	面談室	有	適合	☑ プライバシーの保護に配慮されている。	
8	汚物処理室	有			
9	看護•介護職員室	有			
10	エレベーター	有	適合	適切な介護サービス等が提供できるよう入居定員等に応じた 台数を設置している。 少なくとも1基はストレッチャーを収納できる 操作盤は車椅子使用者に配慮した高さにするとともに、手すり を備えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
11	緊急通報装置	選択して ください	適合	(設置簡所) ✓ 居室 ✓ 一時介護室 ✓ 浴室 ✓ 脱衣室 ✓ 便所	
12	廊下		適合	 ☑ 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ある。 ☑ 両側に手すりを連続して設けるなど、要介護者等が使用するのに適している。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。 	
13	居室等の出入口		適合	☑ 引き戸やドアハンドル等により円滑に利用できる構造である。	
14	スプリンクラー設 備等		適合	 ☑ 消防法等に従い、所轄の消防署等消防機関の指導を受けて 適切に整備している。	
15	機能訓練室	有			
16	談話室	有			
17	洗濯室	有			
18	健康・生きがい施設 (スポーツ・レクリ エーション等のため の施設、図書室そ の他の施設)	有			
19	事務室、宿直室、 その他の運営上 必要な設備	有			
20	その他	有	適合	洗剤等の誤飲・誤食を防止するため、保管する設備を備えている。 医薬品等を保管する鍵付きロッカーなど必要な備品を備えている。	

以下は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の「努めること」と記載されている項目について、整備の有無を確認するものです。

(居室内に便所、洗面設備、収納設備等を備える場合) 1 (日室内に便所、洗面設備、収納設備等を備える場合) 1 (日本のでは、10 では、10 では、1	
【 (一時月段至) 単保している。	
2 食堂 有 整備 望備 を設けている。	
3 洗面設備 整備 ☑ 手すりを備えるなど、要介護者等が使用するのに適している。	
4 汚物処理室 有 整備 ☑ 居室のある階ごとに設置している。	
▼ 居室のある階ごとに設置している。	
6 廊下 整備 図 曲がり角は、すみ切り等の処理を行うなど、車椅子使用者の 通行に支障のない構造となっている。	
7 床 整備 ☑ すべりにくく衝撃を吸収しやすい材質を使用している。	
その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)	

例(夜間対応職員を配置していない、前払金の保全措置を講じていない等、事業者が入居者に説明すべきと考える事項を記載してください。)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。